## 行政書士ADRセンター神奈川調停人養成研修会のご案内

[日時] 平成31年2月23日(土)

AM10:00~PM5:00(10分前までにご参集ください)

[場所] 本会大会議室(720号室)

[講師] 三澤太雅弁護士(神奈川県弁護士会)

[内容] 改正相続法

~2019 年 7 月 1 日施行の改正部分を一日でマスターしましょう!~ 効果測定も実施予定です。

必ず六法を持参下さい。

[資格] ADR手続実施者に登録を希望される方。登録を希望されない方も自由参加できます。

[取得単位] 民法6時間

ADR手続実施者に必要な研修時間数については、本会ホームページのトップページから「行政書士ADRセンター神奈川」をクリックし、規則施行細則のp.4記載の規定をご参照ください。

(http://adr-gyouseisyoshi.org/download/rule07.pdf)

[人数] 40名 (定員に達した場合、締め切ります。)

「募集期間」 平成31年2月18日

[申込方法] 本会のHPの申込か下欄の申込用紙をFAXしてください。

神奈川県行政書士会事務局FAX

045-664-5027 (担当は、ADR運営委員会)

## 受講申込書

<u>平成3</u>	1年2	月23	3日(午前	<u>・午後)</u>	開催のADR研修を申し込みます。
平成	年	月	日		

支部名	会員番号					
氏名						